

危機管理マニュアル (令和8年度)

■ 医療体制・緊急連絡先

- 1 危機管理の目的・心得
- 2 事件・事故発生時の緊急体制
 - (1) 事件・事故発生時の緊急対応（主な内容）
 - (2) 緊急時（事件・事故）の教職員の役割分担
 - (3) 緊急時（事故）の対応例
 - (4) 緊急時記録表「学校事故の記録」
- 3 大規模地震・災害発生時の対応・行動
 - (1) 大規模地震・災害発生時の対応及び行動内容
 - (2) 基本的対応策・行動基準（事例）
 - (3) 幼児児童生徒引き渡しカード（緊急連絡個票）
- 4 大雨が予想される場合の対応・行動
- 5 不審者対応
 - (1) 不審者侵入時の教職員の危機管理の在り方
 - (2) 校内における不審者への対応
 - (3) 日常における安全確保対策
- 6 新たな危機事象への対応
弾道ミサイル発射に係る対応について
- 7 校外活動における危機未然防止対策
- 8 熱中症への対策・対応
- 9 その他の緊急時の対応例
 - (1) 食中毒・毒物混入
 - (2) 個人情報の漏えい
 - (3) 教職員の不祥事
 - (4) 不祥事発生時の対応
 - (5) いじめ
 - (6) 校外行事（修学旅行、宿泊学習）
- 10 学校事故と教職員の注意義務

■ 医療体制・緊急連絡先

事故発生時から医療機関へ搬送し、保護者等と連絡がつくまでの状況を「学校事故の記録」に記録する。

1 救急車（１１９）要請基準

- ① 意識喪失の持続する者
- ② ショック症状の持続する者
- ③ けいれんが持続する者
- ④ 激痛が持続する者
- ⑤ 多量の出血を伴う者
- ⑥ 広範囲のやけどの者
- ⑦ その他必要が生じたとき

2 救急車の要請

- ① 「救急車をお願いします。」
- ② 「高知ろう学校です。」
- ③ 「住所は、高知市中万々78番地」
- ④ 「電話は、８２３－１６４０です。」
- ⑤ 「（通報者の氏名）」
- ⑥ 「（事故者人数）」
- ⑦ 「（事故発生後の状態）」

○救急車以外で幼児児童生徒を病院へ搬送する場合は、原則としてタクシーを利用する。

3 緊急連絡先

	機 関 名	電話番号	住 所	
学 校 医 関 係	たしま耳鼻咽喉科	８３４－４１８７	高知市潮新町 2-11-5	
	窪歯科	８２５－００３５	高知市堺町 1-21 JTB 高知ビル 4階	
	安岡眼科	８７５－８４５９	高知市上町 2-2-9	
	サダ薬局	８４５－０８５５	高知市薊野西町 2-12-21	
	高知生協病院	８４０－０１２３	高知市口細山 206-9	
そ の 他 医 療 機 関	田中整形外科病院	８２２－７６６０	高知市上町 3-2-6	
	菅野医院	８２０－１４００	高知市東久万 84-21	
	川上小児科クリニック	８７５－１８００	高知市福井扇町 1180-1	
	こさい耳鼻咽喉科	８２５－３３８７	高知市一ツ橋町 2-169-1	
	内田脳神経外科	８４３－１００２	高知市塚ノ原 37	
	細木病院	８２２－７２１１	高知市大膳町 37	
初月交番（警察）		８７５－４２５８	特別支援教育課	８２１－４７４１
高知警察署		８２２－０１１０	高知市防災対策部 防災政策課	８２３－９０５５
北消防署（消防）		８０２－６０３１	高知市防災対策部 地域防災推進課	８２３－９０４０

1 危機管理の目的・心得

◇危機管理の目的

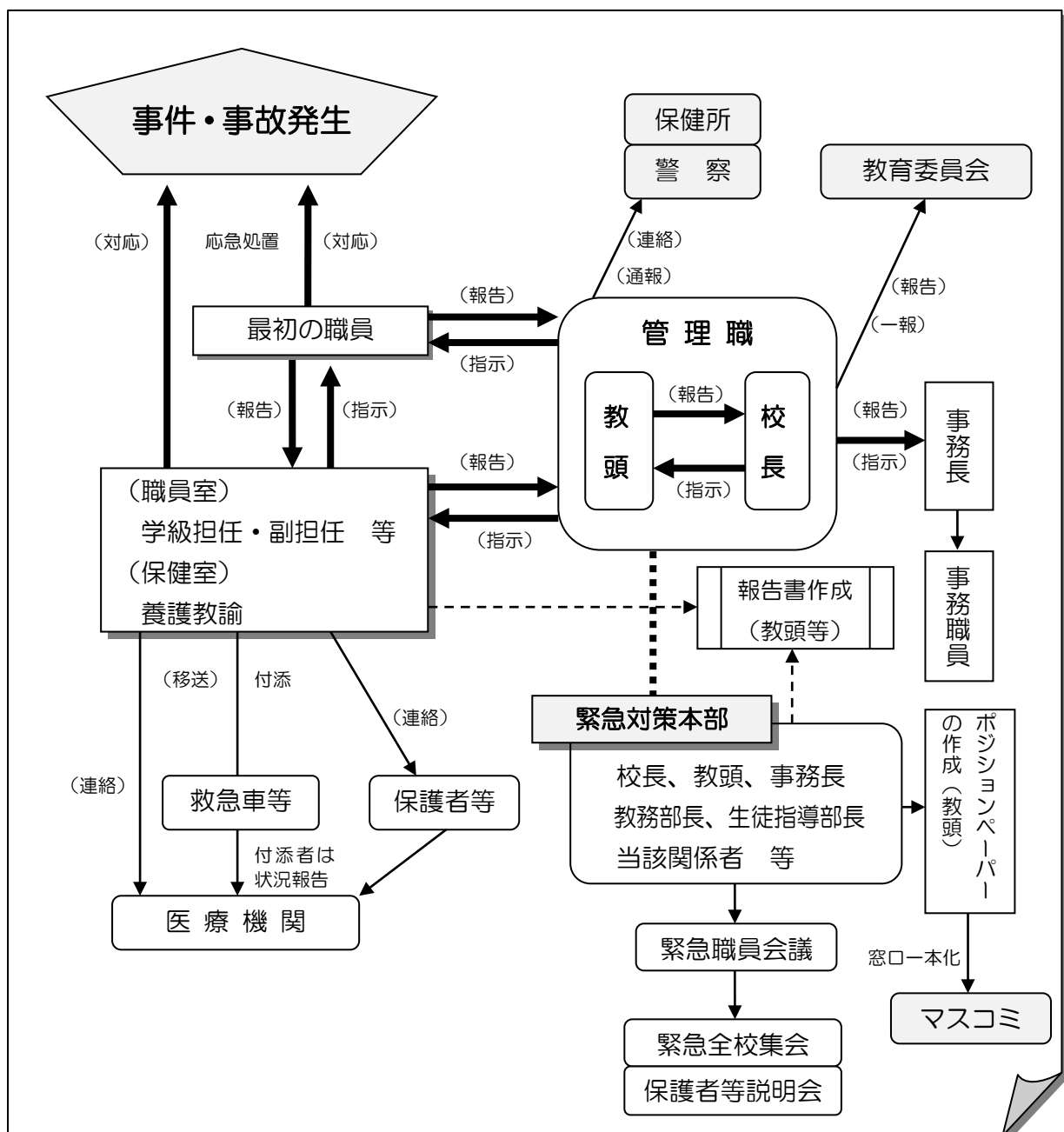
- 1 幼児児童生徒の生命を守る
- 2 すばやい対応で組織の動揺を防ぐ
- 3 幼児児童生徒と教職員の信頼関係を守る
- 4 県民の信頼を得る

◇危機管理の心得

- 1 事前点検、事前指導の徹底
(施設・設備、授業、部活動、学校行事等)
- 2 緊急時の対応を常に確認
(緊急体制、医療体制、手立ての基本、救急時の記録)
- 3 「すばやい連絡、すばやい対応」
- 4 「5W1H」を正確に把握・記録
(いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どうした)
- 5 誠意ある対応
(保護者等、地域、マスコミ等)
- 6 再発防止手段の検討

- ①学校側の初期対応のまずさから、保護者等の不信感を招き、訴訟等に発展するというケースが他県で多くみられる。事故が起こらないよう生徒の行動等に十分注意を払うことが大切なことは言うまでもないが、不幸にして事故が発生した場合には、事故の実態や原因を正確に把握するなど、的確な対応を速やかに取るよう努めることが必要である。
- ②生徒に対する教育的な配慮が必要であることは当然としても、問題を校内だけで処理しようとしてことさらに真相を隠したり、あるいは責任逃れといわれるような態度や処理を行うことのないよう十分注意する必要がある。
- ③重大な事故が発生した場合には、警察の捜査や報道関係者の取材等への対応も必要となってくる。このような場合、学校としての対応方針について教職員の間で意思統一が図られていないと、思わぬ混乱を招き、学校に対する非難が起こりかねない。

2 事件・事故発生時の緊急体制（対応モデル）



◇学校事故が起きた場合

- ①第1に、事後措置として、生じてしまった被害を最小限に食い止め、事故発生後の新たな二次的な被害の発生を防止すること。
- 第2に、事故の原因や背景となる事実関係を明らかにし、再発防止措置を講じること。
- 第3に、被害にあった幼児児童生徒とその家族に対する救済や補償が十分に行われること。
- 以上に加えて、最も大切なことは、幼児児童生徒に対する教育的な配慮を常に忘れないこと。
- ②事故が起きると、ともすると、だれが責任を負うのかといったことや、マスメディアへの対応をどうするかといった事柄にだけ目がいきがちとなるが、学校の中で最も大切な幼児児童生徒を中心に対応を進めていくことが必要である。
- ③仮に、マニュアルにない全く想定外の事項への対処を迫られることとなったとしても、教職員として、幼児児童生徒への教育的意義を第一義として行動すれば、間違いはないはずである。
- ④学校事故が一般の事故と異なるのは、学校で学ぶ幼児児童生徒たちの存在があるからであり、事故に対応する教職員としては、片時もこれを忘れないことが大切である。

（１）事件・事故発生時の緊急対応（主な内容）

〔教職員は、最優先する内容を意識し、冷静に対応すること〕

- ①幼児児童生徒の安全確保
 - ・負傷者の応急措置、加害者の行為の制止、救急車の要請等
- ◎管理職は状況を判断し、全教職員に緊急対応の意思を伝え、役割分担の明確な指示を行う。教職員からの報告・連絡が行えるよう、常に所在を明らかにしておく。
- ②情報収集
 - ・周囲の幼児児童生徒への適切な指示を行うとともに、周囲にいた生徒等から事情を聴取し（事実確認）、情報の整理を行う。また、教職員でその情報の共有化を図る。
- ③現場保存・・・警察の捜査のため、立入禁止等の措置
- ④関係機関への連絡（原則として、校長が行う）
 - ・県教委、警察、消防、保健所等への連絡（通報）をし、連携を図りながら事後の対応に関する助言や支援を得る。
- ◎管理職は速やかに教職員に指示・伝達し、学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。必要に応じて、「対策本部」を設置する。
- ◎混乱した状態では、教職員の臨機応変な対応が必要となる場合もあるので、やむを得ず個人の判断で対応した場合は必ず報告する。
- ⑤緊急対策本部の設置
 - ・緊急対策チーム（校長、教頭、事務長、各学部主事、教務部長、生徒指導部長、当該関係者 養護教諭 等）
- ⑥緊急職員会議・・・教職員への事情説明と対応策・方針の説明
- ⑦報道機関への対応
 - ・報道関係者から取材要請があった場合は、校長又は教頭を窓口にして、一本化した対応を行う。必要に応じて県教委の助言を得る。
 - ・ポジションペーパーの作成
- ⑧当該幼児児童生徒の保護者等への対応
 - ・保護者等への連絡
 - ・事情説明と対応の協議等
- ⑨他の幼児児童生徒の保護者等への対応
 - ・緊急全校集会、保護者等説明会で事情説明・対応説明
- ⑩記録・報告書作成
 - ・経過・対応の要点等を文書化して記録
- ⑪事後の対応
 - ・当該生徒に対する指導の継続、指導体制の検討・改善
- ⑫緊急連絡内容
 - ・速やかに、簡単明瞭に「校名、通報者氏名、住所、電話番号、内容」を告げる。

(2) 緊急時（事件・事故）の教職員の役割分担

1	緊急対策本部	場 所：校長室 本部職員：校長、教頭、事務長、各学部主事、教務部長、生徒指導部長 当該職員、養護教諭 等（必要に応じてメンバー招集）
2	校 長	①各関係機関への報告（県教委、校長会、PTA 会長） ②全職員への説明と指示（事実関係の説明、対策本部の設置、教職員役割分担） ③幼児児童生徒・保護者等との対応（事故生徒・保護者等への陳謝と補償、緊急全校集会、保護者等説明会） ④外部機関との対応（警察、保健所、裁判所、マスコミ、議会）
3	教 頭	①事件・事故の連絡を受け、担当職員に連絡・指示 ②校長への報告及び校長からの指示事項を教職員に連絡・指示 ③外部窓口及び対応 ①事件・事故処理の総括 ②緊急全校集会及び保護者等説明会用説明書作成 ③ポジションペーパー（マスコミ取材用文書）の作成及び取材後のまとめ、整理 ④県への報告書作成
4	事 務 長	①外部受付 ②現場保存 ③施設設備の点検
5	総 務 ICT サポーター	①情報（事件・事故状況）の収集（→8） ②校長の指示を受けて外部との対応 ③保護者等説明会及びマスコミ取材の計画と諸準備
6	教 務 進 路 生 徒	①一般幼児児童生徒の掌握と対応 ②一般幼児児童生徒及び事故幼児児童生徒の学習及び進路指導計画 ③緊急全校集会の計画と諸準備
7	生 徒 保 健 体育主任	①事実確認及び事故原因の調査（→8） ②事件・事故関係者及び全校幼児児童生徒の指導 ③再発防止対策及び再発防止指導 ④心のケア指導
8	研 究 相談支援	①事実及び経過記録の整理（←5、7） ②日常及び当日の健康状況と指導状況の記録整理（担任、養教と連携）
9	学部主事 学級担任 部活顧問	①患者への付添及び教頭への容体報告 ②保護者等への連絡と対応 ③HR（部活動）生徒の指導
10	養護教諭 （全教職員）	①応急処置 ②救急車要請及び病院との連絡、経過記録 ③患者への付添及び教頭への容体報告 ④災害共済手続き ⑤日本スポーツ振興センターへの申請
11	寮務主任 寄宿舎指導員	①寄宿舎生への対応（心のケア指導） ②寄宿舎生の保護者等との対応

(3) 緊急時（事故）の対応例

【事 例】体育館で部活動中、生徒が突然倒れた。 すぐに、救急車で病院に運んだが死亡した。 【対 応】①直ちに対策本部を設置 ②事故状況の確認と整理 ③今後の対応を協議し、全教職員に説明及び指示		
項目	確認・対応内容	教職員役割
確 認 事 項	1 【事故状況】 いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、 どのように、どうした、現状は、対処は	部顧問 養護教諭
	2 【事故者の日常の健康状態と指導状況】 (1)健康診断票、保健調査票、家庭からの連絡 （個別の教育支援計画のプロフィール表） (2)日常生活と健康状態（授業、保健室利用状況） (3)当日の治療状況（医師の説明）	学級担任 養護教諭
	3 【救急車要請】 (1)事故現場から誰が電話し、何分かかったか (2)救急車が来るまでの間、何をしたか (3)救急車同乗及び病院への同行者 (4)病院での治療状況（医師の説明）	全教職員
	4 【保護者等への連絡】 (1)いつ、誰が、誰に連絡したか (2)病院の指定はあったか	学級担任 部顧問
	5 【部活動状況】 (1)年間指導計画と当日の活動計画 (2)保健・安全管理上の配慮 （健康観察の結果、準備運動、実施前の指導・ 助言内容）	部顧問
当 面 の 対 応	1 教育委員会への報告	校長
	2 保護者等への事情説明及び陳謝	校長、教頭、部顧問
	3 PTA会長への連絡（葬儀、通夜への対応）	校長
	4 幼児児童生徒への事情説明（緊急全校集会）	校長
	5 通夜（参加者、誠意）、葬儀（参加者、内容、弔意）	校長、教頭、当該教職員
	6 マスコミへの対応	校長、教頭、広報体制
	7 警察への事情説明	校長、教頭、部顧問
	8 現場検証	校長、事務長、教頭、顧問
	9 議会対応	校長
今 後 の 対 応	1 警察との対応	校長、教頭、部顧問
	2 日本スポーツ振興センターへの申請	養護教諭、（部顧問）
	3 全保護者等への説明と連携（保護者等説明会）	校長、教頭
	4 幼児児童生徒一人一人の健康チェックと留意事項の 確認	養護教諭、学級担任、顧問
	5 幼児児童生徒の心のケア	全教職員・養護教諭
	6 指導体制、救急体制、施設・設備の安全点検及び改善	全教職員

(4) 緊急時記録表「学校事故の記録」

「学校事故の記録」は、事故発生時から医療機関へ搬送し、保護者等と連絡がつくまでの状況を記録するものです。 (同記録の所在：保健室・教頭・事務室・体育管理室)

緊急時記録表「学校事故の記録」

	記 載 者	
幼児児童生徒 氏 名	部 年 氏 名： (男・女)	
災 害 日 時	令和 年 月 日 () 時 分頃 天候 ()	
	授業中 (体育、) 部活動 ()、他 ()	
災 害 場 所	体育館、グラウンド、教室 ()、廊下、階段、食堂、中庭 寄宿舍、校内他 ()、校外 ()	
災 害 状 況	何をしていて、どうなった	
救 急 車	要請時刻 (時 分) → 到着時刻 (時 分)	
	同乗者	
	同行者 (氏名及び方法)	
搬 送 先		
家 庭 連 絡	時 分頃 (連絡者： 連絡先：)	
被 災 者 の 状 況	☐ 意 識 [はっきり、ぼんやり、意識なし] ☐ 呼 吸 [無→人工呼吸、有 (回/分)] ☐ 脈 [(回/分)] ☐ 出 血 [有・無] ☐ ショック [有・無] ☐ 血 腫 [有・無] ☐ けいれん [有・無] ☐ 瞳 孔 [左右不同、瞳孔散大、対光反射消失] ☐ 麻 痺 [有・無] ☐ 変 形 [有・無] ☐ その他 [嘔吐、吐き気、失禁、複視、やけど、しびれ、いびき 痛み、チアノーゼ、()]	
応 急 手 当	☐ 保温 ☐ 冷やす ☐ 止血 ☐ 気道確保 ☐ 人工呼吸 ☐ 心臓マッサージ ☐ 手足のマッサージ ☐ 衣服をゆるめる ☐ その他 ()	

3 大規模地震・災害発生時の対応・行動

(1) 大規模地震・災害発生時の対応及び行動内容

①授業時間の場合

大規模地震発生		(震度6弱の地震が発生)
◇安全確保指示 →授業担当者	1 身体安全確保	①教室内においては、机の下に身を入れる。(騒がない、あわてて飛び出さない) ②校外においては、落下物に注意し、建物から離れる。 ③ガラス窓等に近づかない。 ④教室の窓や出入口の扉を開き、出口を確保する。 ⑤火気は、すぐに消火できる場合は素早く消火し、できない場合は揺れが小さくなってから消火する。
		①貴重品のみの持ち、靴をしっかりと履き避難準備をする。 ②避難経路の安全確認後、落下物・散乱物等に注意して図書室に避難する。図書室への避難が難しい場合、管理職が設定した避難場所に避難する。次の揺れに備えながら避難する。 ・教職員が先頭に立って安全を確認しながら誘導する。 ③救助が必要な状況が発生した場合、発見者は大声で周囲に知らせ、救助要請を行う。
同 時 進 行	■緊急対策本部の設定 ◇幼児児童生徒の状況把握 →学部主事 教務部、生徒指導部 養教、保健主事 ◇消火活動・建築物破損状況の確認 →2人1組のペアで行動	3 整列・点呼 ①担任はクラスごとに整列させ確実に点呼を行う。(落ち着いて待機) ②行方不明者の搜索、救助活動を行う。 ③負傷者の把握・応急措置と救急への連絡を行う。 ④負傷人数・状態を把握し、応急措置を施す。
	4 教職員による校内火災及び建物被害状況の調査	①校内における火災発生状況の有無の確認を行う。 ・火災の発生がある場合は、初期消火を行う。 ②緊急避難場所(図書室)の状況確認を行う。 ③電気、ガス、水道等の状況確認を行う(漏電、ガス漏れ注意)。 ④崩壊危険箇所等の有無の確認を行う。 ⑤校内安全確認後、津波対策として、全員、図書室へ避難する。
◇校外情報の収集 →学級担任、ICT サポーター 相談支援 ◇外部避難者対応 →総務部、研究部 進路部	5 校外情報(交通機関・火災・建物倒壊等の発生)の把握、 幼児児童生徒の保護と家庭引き取り及び外部避難者対応	①マスメディア、インターネット等からの外部情報の収集を行う。 ②家庭(保護者等)との連絡をとり、下校可否の判断を行う。 →保護者等への引き渡し。(幼児児童生徒引き渡し・連絡カード) →帰宅できない状況にある場合は、学校で一時保護。 ③外部からの避難者の受入準備・受入を行う。

②登下校中の場合

大規模地震発生		(震度6弱の地震が発生)		
		幼児児童生徒 の対応・行動	留 意 事 項	教職員の対応・行動
地震 災害 発生 対応	登 下 校 中 の 幼 児 児 童 生 徒	安全確保	○建物から離れ、落下物回避 身を低くして頭部を保護 ○車道に出ない。	
		避 難	○交通機関利用の場合、運転手 や車掌の指示に従う。(電光掲 示や表示に注意) ○自宅・学校のいずれか近い場 所に避難する。 ・両方とも困難な場合、近くの 避難所に避難し、その場の責 任者の指示に従う。 ○連絡可能になったら、家庭・ 学校に連絡をする。	○学校へ避難してくる幼児児童生 徒の誘導 ○地域住民避難者の誘導 ○連絡可能になってから連絡 →幼児児童生徒の所在確認
	校 内 残 留 幼 児 児 童 生 徒	安全確保	○教室においては、机の下に 身を入れる。 ○校外においては、落下物に注 意し、建物から離れる。 ○ガラス窓等に近づかない。	○地震の揺れがおさまった後、緊 急放送が可能であれば避難場所 等への移動指示を行う。
		校内避難	○学級担任、部活動顧問等の指 示に従い、図書室に集合・点 呼を行う。 ○以後、教職員の指示に従う。	○図書室に集合し、点呼を行う(残 留教職員)。 →登下校途中幼児児童生徒も含 む。 ○地域住民避難者の掌握 →幼児児童生徒とは別に集合し てもらう。 ○幼児児童生徒・地域住民避難者 の状況把握 ・以後、①授業時間中と同様の対 応を行う。 ・地域住民に関しても、情報・避 難場所の提供を行う。

③勤務時間外

大規模地震発生		(震度6弱の地震が発生)	
		対 応	行 動
地震災害発生	生徒	○安全確保 ○安否確認 ○事後の措置確認	○自己及び家庭での安全確保に専念する。 ○避難場所に避難した場合、揺れがおさまり通信が回復した後、家庭・学校に連絡を入れる。 ○授業措置等、事後の諸行動の確認（学校からの連絡や報道等）
	教職員	○安全確保 ○学校参集 ○緊急対策本部設置 ○校舎の被害状況点検 ○災害情報の収集 ○避難所設置・運営 ○外部対応 ○生徒の安否確認 ○事後対応連絡	○自己及び家庭の安全確保 ○自宅周辺及び通勤途上の安全確認後、直ちに学校に参集する。 ○参集してきた教職員により、緊急の対策本部を設置し、諸対応にあたる。（組織編成は「2 事件・事故発生時の緊急体制」を参照、管理職到着後はその指示に従う） ○避難所開設のための施設安全度の自己診断を行う。安全確認後、校舎内避難を行う。 幼児児童生徒（図書室）、地域住民（北舎3階、体育館） ○地震規模、余震情報、二次災害情報等の把握 ○地域住民避難者への対応 ○窓口の一本化 ○緊急避難所支援が落ち着いたところで、幼児児童生徒の状況確認 ○教育委員会、保護者等、マスコミへの連絡・報告

□地震発生時の学校からの連絡手段

- 1 すぐーる、電話
- 2 災害用伝言板「web171」、災害用伝言ダイヤル「171」
- 3 学校のホームページ
- 4 報道機関

NTT災害伝言ダイヤル「171」

- ◇伝言の録音 「171」にダイヤル「1」→ 電話番号（ガイダンスに従う）
 ◇伝言の再生 「171」にダイヤル「2」→ 電話番号（ガイダンスに従う）

（２）基本的対応策・行動基準（事例）

＜事例１＞政府より、正午に大規模地震注意報（警戒宣言）が発令された。直ちに各所で地震災害警戒本部が設置され警戒態勢に入った。

①注意情報発表（警戒宣言発令）

- ・速やかに地震対策本部（緊急対策本部）を設置する。
（校長、教頭、事務長、各学部主事、寮務主任等）
- ・教職員は、学校に参集する。
- ・課業中は直ちに授業を打ち切り、幼児児童生徒を緊急避難させる。

②幼児児童生徒の安全帰宅（保護者等引き渡し）

- ・家庭（保護者等）との連絡をとり、下校可否の判断を行う。
- ・保護者等への引き渡しが可能な場合。（「幼児児童生徒引き渡し・連絡カード」の記入）
- ・家庭（保護者等）との連絡がつかない場合は、「すぐーる」「災害用伝言板 web171」「災害用伝言ダイヤル 171」を活用。

③学校での保護

- ・交通状況により安全な帰宅ができない・保護者等との連絡が取れない場合は、学校にて保護する。
- ・保護が長期間に及ぶ場合は、衣類、寝具、食料等は高知市の地震災害警戒（対策）本部と連携する。
〔PTA購入の非常対策用品（食料、飲料水、毛布）の使用〕

④警戒宣言解除

- ・学校で保護した幼児児童生徒の速やかな帰宅（保護者等引き渡し）に向けて対応する。
→家庭（保護者等）への連絡。
→「すぐーる」「災害用伝言板 web171」「災害用伝言ダイヤル 171」

⑤授業の再開

- ・県警戒本部、県教委の指示を待ち、安全点検等を実施したうえで授業を再開する。

＜事例２＞授業中に、震度６弱の地震が発生した。校舎が一部倒壊し、北舎２階理科室より出火、幼児児童生徒の緊急避難が行われた。

①地震、火災発生

- ・緊急避難し、直ちに人員の点呼確認、安全確保を行う。→図書室へ避難（図書室が使用不能の場合は、適切な一時避難場所を選択し、校内放送等により連絡する。）

②地震対策本部（緊急対策本部）を設置

- 〔事件・事故発生時の「緊急対策本部」を基本とする〕
- ・対策本部を設置し、関係諸機関との連絡体制を確保する。

③消火活動・救助活動

- ・状況に応じ、消火・救助活動を行う。
→消火・救助にあたる際には、教職員の安全・協力のため、必ずペアで行動する。

④幼児児童生徒の安全帰宅の確保

- ・学校で保護した幼児児童生徒の速やかな帰宅（保護者等引き渡し）に向けて対応する。
→家庭（保護者等）への連絡。
→「すぐーる」「災害用伝言板 web171」「災害用伝言ダイヤル 171」を活用。

⑤学校での保護

- ・交通状況により安全な帰宅ができない・保護者等との連絡が取れない場合は、学校にて保護する。

⑥「高知市 災害対策本部」や「高知市総務部 危機管理室」との連携

- ・県や市の対策本部、県教委等との連絡体制を確保する。
- ・保護が長期間に及ぶ場合は、衣類、寝具、食料等は高知市の地震災害警戒（対策）本部と連携する。

〔ＰＴＡ購入の非常対策用品（食料、飲料水、毛布）の使用〕

○「高知市 災害対策本部」・・・８２２－８１１１

○「高知市総務部 危機管理室」・・・８２３－９０４０

⑦地震小康状態

- ・小康状態が確認された場合は、速やかに幼児児童生徒を帰宅させる。
→家庭（保護者等）への引き渡しに向けて動く。

(3) 幼児児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード



【保護者等でご記入ください】

表面

幼児児童 生徒氏名		血液型		性別	男・女	学部	幼・小 中・高	学年	年 組
住 所								担任	
保護者等 氏 名							幼児児童生徒 との関係		
兄弟姉妹 の在籍	(有・無)	学部・学年() 氏名()							
■緊急時の連絡先および引き取り者（保護者等） ※固定電話の番号は、災害伝言ダイヤル「171」で安否を録音する場合の電話番号									
氏 名		幼児児童生徒 との関係 ()	電話	固定					
				携帯					
氏 名		幼児児童生徒 との関係 ()	電話	固定					
				携帯					
■緊急時の連絡先および引き取り者（保護者等以外）									
氏 名		幼児児童生徒 との関係 ()	電話	固定					
				携帯					
■地域での避難場所									
地域での 避難場所	(例：〇〇小学校)								

【下記の項目は災害時に記入します】 ※引き渡し班など教職員が記入

幼児児童生徒 の安否	無事・負傷・不明・死亡 負傷の程度()	保護者等 との連絡	①済 み ②電話はかかるがでない ③電話不通
---------------	-------------------------	--------------	------------------------------

保健室保管

【下記の項目は災害時に記入します】

1. 引き取り者（保護者等）記入

幼児児童生徒 氏 名	
引き取り者	本人署名
幼児児童生徒 との関係	父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 その他（ ）
引き渡し後の 避 難 場 所	自宅 ・ 祖父母宅（ ） 近隣の避難場所（ ） その他（ ）
連絡先 TEL	

2. 引き渡し班（もしくは引き渡しを行った教職員）記入

引き渡し日時	月 日（ ） 時 分
引き渡し 教職員名	

保健室保管

令和 年度 幼児児童生徒引き渡しカード（一覧表）

学部	学年等	幼児児童生徒氏名	性別	保護者等氏名	引き取り者氏名	続柄
幼稚園部	3 歳児					
	4 歳児					
	5 歳児					
小学部	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
中学部	1					
	2					
	3					

高等部	1					
	2					
	3					
専攻科						

※同カードの管理は、養護教諭（保健室）

4 大雨が予想される場合の対応・行動

大雨が予想される場合の事前の臨時休業等の措置

(1) 防災気象情報等の収集

校長は、毎日（翌日が休業日の場合は除く）17 時時点において、①翌日までの「早期警戒情報（警報級の可能性）」又は②「警報に切り替える可能性が高い注意報」のいずれかが発表された場合、以下の対応を取るものとする。

- ・担当教職員に対し、気象庁ウェブサイトを用いた今後の防災気象情報の確認及び(2)の判断基準に示す情報が発表された場合の連絡を指示する。

(2) 臨時休業の判断基準

校長は、以下の基準に該当する状況となった場合、判断基準に基づいて臨時休業等の判断を下すものとする。

防災気象情報が発表された場合における教育活動の※中止判断基準（令和8年5月）

- ① 学校のある高知市及び隣接する市町（南国市・土佐市・土佐町・いの町）に下表の警報等が発表された場合

- 1 つ以上の発表で教育活動の中止
- ◇ 2 つ以上の発表で教育活動の中止

- ・警戒レベルが付されない警報等

	大雪	暴風	暴風雪	波浪
特別警報	●	●	●	●
警報	◇	●	◇	
注意報				

- ・警戒レベルが付される警報等

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5	●	●	●	●
警戒レベル4	●	●	●	●
警戒レベル3	◇	◇	◇	◇
警戒レベル2				
警戒レベル1				

- ② 公共交通機関が運休の場合
- ③ 自宅周辺が洪水や土砂災害等で危険な場合

本校の中止判断基準

1 平常授業

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時 (前日に判断する場合もある)	午前5時の時点で <u>※中止判断基準</u> にある場合	休校、または自宅待機

午前 10 時 30 分	午前 10 時 30 分の時点で <u>※中止判断基準</u> にある場合	休校
	<u>※中止判断基準</u> になく、かつ連絡アプリ「すぐーる」等で連絡があった場合	午後から授業を実施
在校中	<u>※中止判断基準</u> の特別警報・警報が発表された場合 警報に切り替える可能性が高い注意報が発表された場合	適宜、保護者等と連絡をとりながら対応

2 定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前 5 時 (前日に判断する場合もある)	午前 5 時の時点で <u>※中止判断基準</u> にある場合	休校

3 土曜、日曜、休日及び長期休業中の教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前 5 時 (前日に判断する場合もある)	午前 5 時の時点で <u>※中止判断基準</u> にある場合	休み

4-1 部活動（朝からの活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前 5 時 (前日に判断する場合もある)	午前 5 時の時点で <u>※中止判断基準</u> にある場合	休み

4-2 部活動（午後からの活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前 10 時 30 分	午前 10 時 30 分の時点で <u>※中止判断基準</u> にある場合	休み

（注意事項）

- ① 幼児児童生徒の居住地や通学地域が ※中止判断基準にある場合は、登下校を控えさせるなど、安全確保に努めること。
- ② 判断する時刻に ※中止判断基準になくとも、台風の接近や線状降水帯の発生など危険な状況が想定される場合は、登下校を控えさせるなど、安全確保に努めること。
- ③ 対応については、学校のホームページや連絡アプリ「すぐーる」等に掲載するので、確認を行うこと。
- ④ 外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、※中止判断基準を原則とした対応をとること。

(参考) 新たな防災気象情報について(令和8年～)【気象庁HPより】

	河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

5 不審者対応

(1) 不審者侵入時の教職員の危機管理の在り方

凶器を持った不審者が侵入するなどの事態が生じた場合、幼児児童生徒はもとより教職員も恐怖心から大きく動揺し、冷静に判断し適切な行動をとることが困難になりやすい。

また、警察に通報しても、到着には一定の時間がかかることから、教職員は的確な判断のもとで幼児児童生徒を安全な場所に避難させるとともに、自らの生命、身体の安全を守る必要がある。

(1) 不審者に対する危機管理体制の見直し

- ①日頃から来校者（不審者）に対する積極的な挨拶・声かけを心がける。
- ②不審者情報は、迅速に関係機関（県教委、警察等）に連絡を入れ情報の共有化を図る。
- ③緊急事態が発生した場合、教職員が具体的にどのような行動をとるべきか役割分担を定め、指揮命令系統を明確にするなど、危機管理体制を整備する。
- ④防犯講習会等を開催し、教職員の緊急時の対応について徹底する。
- ⑤教職員及び幼児児童生徒の安全管理に関する指導を徹底するため、緊急事態を想定した教職員の防犯訓練を実施する。

(2) 侵入者に対する具体的な対応方法

①事件発生を周囲に知らせる

- ・大声を上げる（「不審者だ」「誰か来てくれ」「凶器を持っている」等）
- ・警笛（ホイッスル）等を使用する。場合によっては火災報知機を使用する。

②避難場所を指示する

- ・危険箇所を把握し、避難場所を具体的に指示する。
- ＜急を要する場合＞その場の教職員が大声で「職員室へ逃げろ」「1 階へ行け」等
- ＜事態が把握できた場合＞→校内放送で指示を出す。
- 「緊急放送。〇〇に不審者侵入。幼児児童生徒は速やかに〇〇に避難しなさい。」

③凶器を持った不審者と対応する

- ・警察は 5 分から 10 分で到着する。
- ・複数の教職員で（できるだけ多くの人数で）遠巻きに囲む。
- ・不用意に取り押さえようとせず、説得するなどして時間を稼ぐ。
- ・手近にあるサスマタ、椅子、机、モップ、消火器等で対応・防御をする。
- ・状況に応じて、まずは凶器を叩き落とすことに専念する。

④負傷者がいる場合

- ・119 番通報を行うとともに、応急措置を施す。
- ・病院に搬送するときは教職員が付き添う。（緊急時記録表「学校事故の記録」）

①被害にあった幼児児童生徒の保護者等には、できるだけ早く正確な情報を伝える。

②警察や県教委等の関係機関と連絡を取り合うとともに、必要に応じて P T A や地域の関係団体と連携をとり、協力を要請する。

③事件でショックを受けた幼児児童生徒の心のケアが必要な場合は、医療機関等と連携して専門家によるカウンセリングを実施するなど、適切な措置を講じる。

（２）校内における不審者への対応

第１段階 《正当な理由がない者が校門等から学校内へ立ち入った場合の初期対応》

■退去を求める

- 正当な理由のない者が校門等から学校内に立ち入った場合、他の教職員に連絡し協力を求める。
- 身を守るため、相手と一定の距離を保ちながら対応し、退去するよう丁寧に説得するとともに、別室へ案内し隔離する。
- 退去の説得に応じない、暴力的な言動をするなどの行動が見られた場合には、不審者として速やかに警察へ連絡、県教委へも連絡する。



第２段階 《校門から校舎の入り口までの間で不審者が周囲に危害を加える行動をとった場合の対応》

■幼児児童生徒等の安全確保

- 幼児児童生徒の避難誘導、安全確保を最優先に行動する。
- 不審者が暴力行為を働き、抑止できない場合には、周囲に危険を知らせるとともに、机や椅子などの身近にあるものを活用し、不審者の行動を制限（移動阻止）する。
- 事件に気付いた教職員は、直ちに全校に知らせるとともに管理職に報告し、警察・消防等に通報する。



第３段階 《不審者が校舎への入り口へ立ち入った場合の幼児児童生徒への被害の拡大を防ぐための対応》

■誘導・救護・引き渡し

- 教室等への侵入の危険性が低い場合は、危険のない方向へ幼児児童生徒を誘導した後、安全の確認と状況の掌握をする。
- 避難場所は周囲の状況を的確に判断し、決定する。
- 避難場所から移動せず、幼児児童生徒を見守り、保護する教職員を決める。
- 負傷者がいる場合、応急手当に着手するとともに救急車の出動を要請する。
- 養護教諭は、誰がどのような状態で応急処置を受け、どこかの医療機関へ移送したかを（救急車への付添者と連絡を取り）記録し、保護者等に連絡する。
- 安全確認後、下校の判断を行い、安全に幼児児童生徒を保護者等に引き渡す。

（３）日常における安全確保対策

- 1 施設・設備の定期点検による、物的管理の徹底
○さすまた等の設置場所確認と点検
- 2 来校者の「来校者名簿」記載と「名札」の着用等による不審者対策の徹底
○「名札」未着用の者に対しては、声かけを行い、「来校者名簿」記載の確認と「名札」着用を促す。
- 3 来校者への対応
○来校者に対しては、積極的に挨拶をしたり、声を掛けたりする。また、必要に応じて目的場所までの案内を行う。
- 4 案内表示の設置
○来校者に受付が明確になるよう、案内表示を行う。
- 5 出入口の限定
○学校敷地内にある門は、南正門（通用門）を除き、幼児児童生徒の登下校時間以外は閉じる。
○来校者は必ず受付を通ることとする。
- 6 通学路の点検と登下校マナー指導による事故防止
○単独で登下校を行っている幼児児童生徒の通学路を点検し、事件・事故に対する危険性をチェックする。
○学校・保護者等が協力し、登下校における事件・事故防止について指導する。
- 7 安全教育・防犯教育等の充実・徹底を図る。
○安全学習、避難訓練・防犯訓練を確実に実施していく。

6 新たな危機事象への対応 弾道ミサイル発射に係る対応

【学校にいる場合 校舎内】

- ① 窓からなるべく離れた場所に移動させ、床に伏せるなど姿勢を低くさせる。ヘルメットの設置や机があれば、ヘルメットを着用させて机の下に入らせ頭部を守る。

【学校にいる場合 校舎外】

- ① 近くの建物の中や地下に避難する場合は難しいときは、遮蔽物のない校庭の中心ではなく、物陰に移動させたり、その場で地面に伏せさせたりして頭部を守る。

【校外活動】

- ① すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちに移動させ避難させる。
- ② 教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について事前に指導しておく。また、活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について事前に確認しておく。

【登下校中】

- ① 入手した情報に基づき幼児児童生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう事前に指導しておく。
- ② 緊急速報として携帯電話等に配信された情報を注意深く入手するよう指導する。また、公共交通機関等の乗務員や職員の指示に従うよう指導する。

【自宅等にいるとき】

- ① 安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保させる。
- ② 弾道ミサイル発射情報が伝達された際の登校時間の変更や臨時休校など学校からの情報伝達の方法を知らせておく。



7 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、幼児児童生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	● 校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ● 必要に応じて事前の下見を行い、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ● 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ● 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ● 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ● 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者等）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ● 一人で避難できない幼児児童生徒への対応について検討する。
宿泊を伴う活動・食に関係する活動※ （食物アレルギー対応）	● 食物アレルギーをもつ幼児児童生徒についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ● エピペン®等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。 ● 工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ● 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ● 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者等と協議をする。 ● 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 ・ エピペン®等持参薬の使用方法的再確認 ・ 搬送可能な医療機関の事前調査 ・ 円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足（幼児児童生徒同士の弁当のおかずやおやつの交換）、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（PTA主催イベントの模擬店など）、アレルギーとなる食品の清掃 等

（２）校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

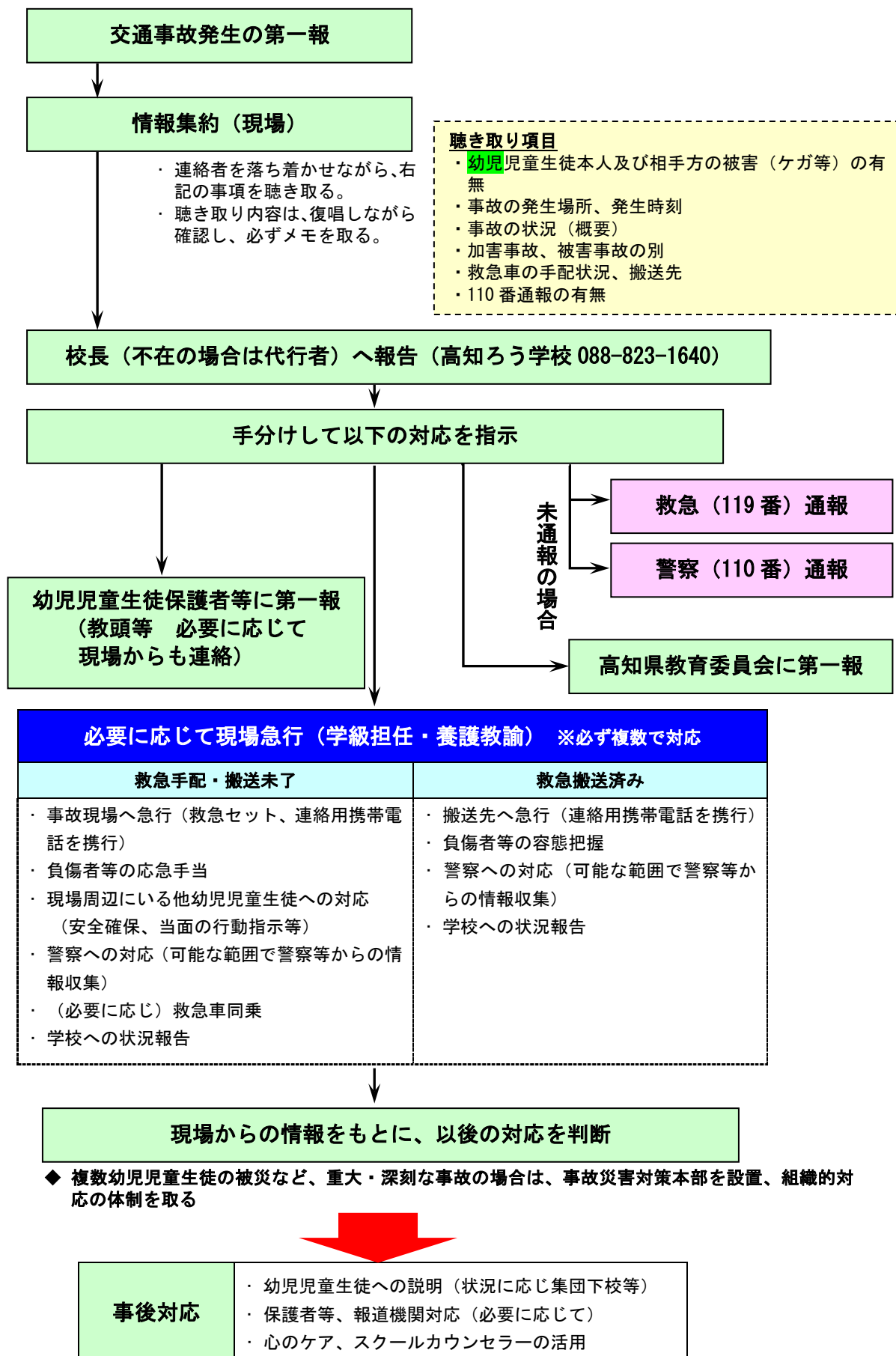
- ☐ 緊急連絡体制表
- ☐ 緊急連絡先（保護者等）の携帯
- ☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所）
- ☐ 緊急搬送先医療機関の情報
- ☐ 携帯用救急セット
- ☐ 携帯電話・スマートフォン
- ☐ 情報保障用ロジャーマイク等

（３）校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

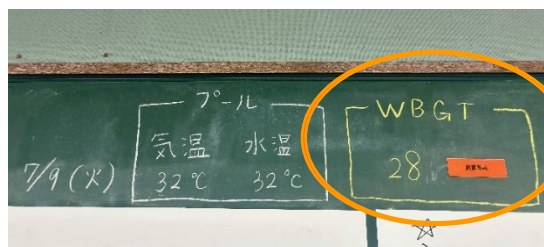
- 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて幼児児童生徒も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、幼児児童生徒に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - ・ 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - ・ 一人で行動しないこと
 - ・ 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - ・（食物アレルギーを持つ幼児児童生徒がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- 学校では、各学部の掲示板に校外学習計画書を掲示する。
- 寄宿舍では、グループウェアで周知のうえ当日の管理員に校外学習計画や引率教職員連絡先等を知らせる。

◆ 交通事故発生時の対応フロー



8 熱中症への対策・対応

① 職員室の黒板で、12 時の予想 WBGT を確認する(体育科が値と基準を掲示)



(基準)

(青) ほぼ安全	(水色) 注意	(黄) 警戒
21未満 適時水分補給	21以上25未満 積極的に水分補給	25以上28未満 積極的に休憩
(橙) 厳重警戒	(赤) 危険	
28以上31未満 激しい運動は中止	31以上 運動は原則中止	

② 休み時間を含め、活動前に 必ず WBGT 計で測定をし、指針に従って活動を行う。

判断に迷った場合は、管理職に相談をする。

(資料1)

WBGT 計測器 設置場所 → 職員室(1台)、事務室(1台)
体育管理室玄関の靴箱上(1台)
体育館空調操作盤の横(1台)



③ 以下のことに留意しながら活動を実施すること

- 活動中及びその前後に、水分補給を促す。また、適宜休憩時間を設ける。
- **幼児**・児童・生徒の様子を確認し、無理のない活動を行う。
(休業明け等、暑さや運動に体が慣れていない時期や、湿度等によっては熱中症リスクが高くなる)
- 暑さに慣れるまでは、暑熱順化を取り入れた無理のない活動計画を設定する。
- 日よけや空調設備等を適切に活用する。
- 運動会や遠足、校外学習等の学校行事、部活動の遠征など、普段と指導体制が異なる活動を行う際は、事故防止や緊急時の対応について事前に確認し、**幼児**児童生徒とも共通認識を図る。

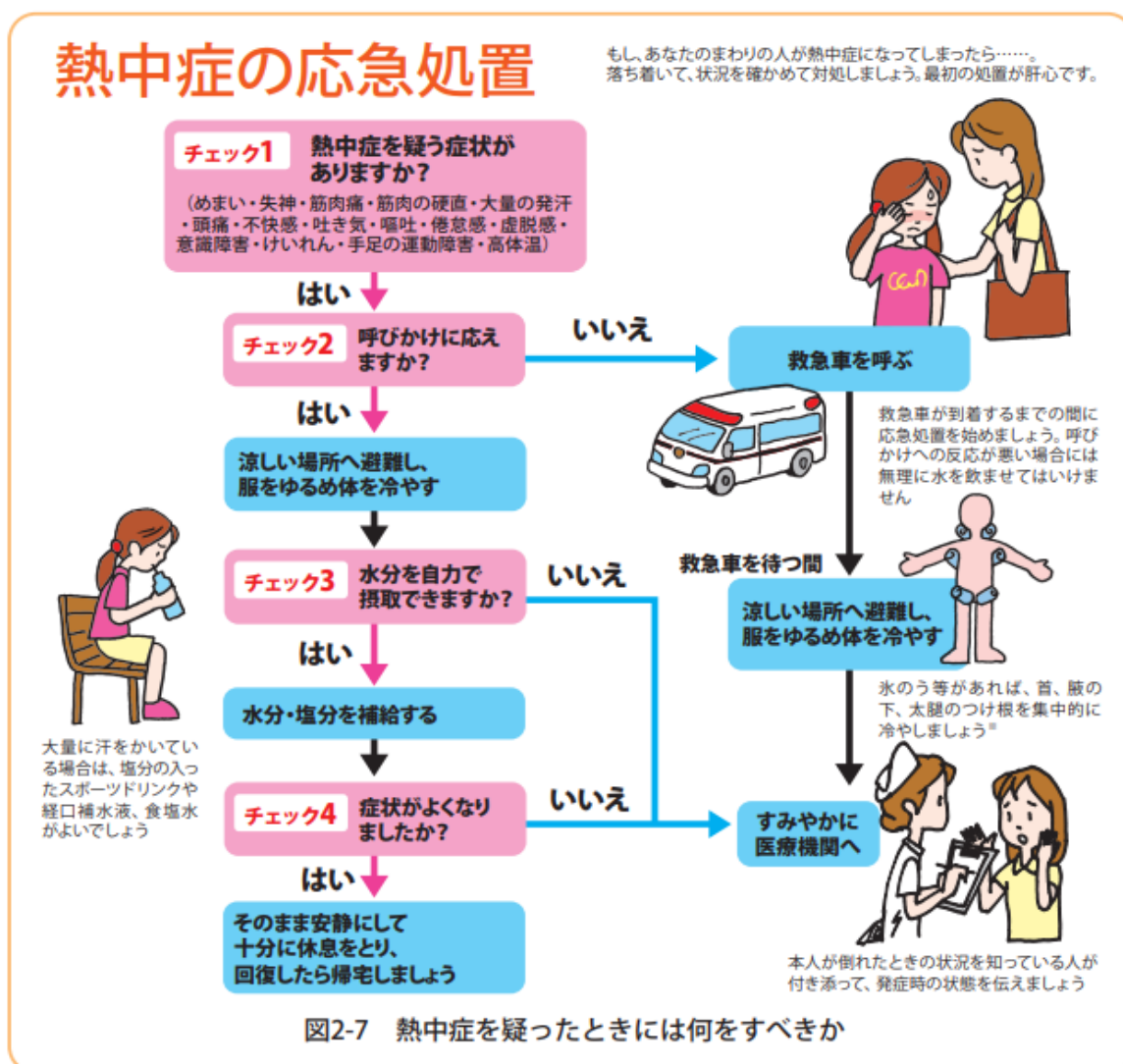
(資料1)運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上35℃未満	28以上31未満	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上31℃未満	25以上28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上28℃未満	21以上25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

環境省「熱中症予防サイト」より

※ 熱中症を疑う症状がみられたとき

養護教諭及び管理職への連絡と下記の対応を行う



出典:環境省「熱中症対策マニュアル2022 26P」

【 事故発生時 医療機関伝達様式 】

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入して下さい）

①様子がおかしくなるまでの状況

- ・食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） 無 有
- ・活動場所 屋内・屋外 日陰・日向
- ・気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）℃
- ・何時間その環境にいたか（ ）時間
- ・活動内容（ ）
- ・どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（ ）
- ・帽子はかぶっていたか 無 有
- ・一緒に活動・労働していて通常と異なる点があったか（ ）

②不具合になった時の状況

- ・失神・立ちくらみ 無 有
- ・頭痛 無 有
- ・めまい（目が回る） 無 有
- ・のどの渇き（口渇感） 無 有
- ・吐き気・嘔吐 無 有
- ・倦怠感 無 有
- ・四肢や腹筋のこむら返り（痛み） 無 有
- ・体温（ ）℃ [腋体温、その他（ ）]
- ・脈の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・呼吸の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・意識の状態 目を開けている ウウトしがち 刺激で開眼 開眼しない
- ・発汗の程度 極めて多い（だらだら） 多い 少ない ない
- ・行動の異常（訳のわからない発語など） 無 有
- ・現場での緊急措置の有無と方法 無 有（方法： ）

③最近の状況

- ・今シーズンいつから活動を始めたか（ ）日前（ ）週間前（ ）月前
- ・体調（コンディション・疲労） 良好 平常 不良
- ・睡眠が足りているか 充分 不足
- ・風邪を引いていたか 無 有
- ・二日酔い 無 有

④その他

- ・身長・体重（ ） cm（ ） kg
- ・いままでに熱中症になったことがあるか 無 有
- ・いままでにした病気【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】
- 病名（ ）
- ・現在服用中の薬はあるか 無 有
- 種類（ ）
- ・酒やタバコの習慣はあるか 無 有
- 量（ ）

出典：環境省「熱中症対策マニュアル2022 28P」

9 その他の緊急時の対応例（基本的対応・行動基準）

（１）食中毒・毒物混入

＜事例＞昼食時の給食により食中毒が発生した。

- ①幼児児童生徒への対応
 - ・対象生徒等に対して、応急措置を施す。→（状況を判断し）救急車を要請
 - ・全校幼児児童生徒及び教職員の食事を中止させる呼びかけを行う。
（事務職員にも即時連絡を入れる）
→異常のある幼児児童生徒、教職員の緊急調査
- ②医療機関への移送
 - ・必ず教職員が付き添う。…付添教職員は、搬送先からの状況報告を行う。
 - ・発生時の状況把握、嘔吐・下痢等の処置、食品等残品の確保、（記録用）写真
- ③保護者等への連絡
 - ・丁寧に事故の概要、対応、搬送先等を説明する。
- ④学校は「緊急対策本部」を設置
 - ・県教委、保健所等への連絡、業者との対応、マスコミ対応準備（窓口の一本化）
 - ・保健所等の検査による因果関係の把握。
- ⑤報告書の作成（管理職）
- ⑥事故後の幼児児童生徒・保護者等への連絡、対応策の検討
 - ・保護者等への説明、謝罪には必ず管理職が同行
 - ・医療費の確認（養護教諭→スポーツ振興センター）

（２）個人情報情報の漏えい

＜事例＞私用のUSBメモリーを紛失したが、生徒等の個人情報情報が記録されていた。

- ①当該教職員より事実確認 → 教頭が対応
- ②県教委への報告 → まずは一報を入れる。
- ③マスコミ対策
 - ・当該教職員の学校での様子の把握
 - ・マスコミ対応窓口の一本化を指示
- ④マスコミ会見
 - ・校長、教頭、（事務長）が出席。司会者を選定
 - ・ポジションペーパー、状況メモ、会見の録音・録画
- ⑤緊急職員会議
 - ・今後の対応について協議
- ⑥緊急全校集会、保護者等説明会
 - ・幼児児童生徒、保護者等の動揺を抑える。
- ⑦職員会議
 - ・事実関係の報告、今後の対策について
- ⑧当該教職員の指導（管理職）
- ⑨報告書の作成（管理職）

(3) 教職員の不祥事

(1) 教職員の問題行動

①信用失墜行為の禁止

- ・一般の国民や民間企業の従事者以上に高度の倫理が要求されている。
- ・(地方公務員法第33条)「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」
- ・信用失墜行為の禁止は職務外・勤務時間外の行為についても適用される。
- ・教育公務員の場合、子どもを教えるという職務を担当していることから、他の公務員の場合よりも厳しく解釈適用される。
＜事例＞→交通事故・違反、わいせつ行為、万引き、金銭問題、体罰など

②秘密を守る義務

- ・(地方公務員法第34条)「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」
＜秘密＞→成績、健康診断記録、家庭状況調査票、進路希望調査、指導要録、個人情報など

③懲戒処分

- ・「信用失墜行為」や「秘密の漏えい」と認定された場合には、地方公務員法29条の規定により、懲戒処分となる。

(2) 予防対策

①事件事例から学ぶ

- ・新聞等で報道された事故の事例に注視して、事の重大さを心に刻む。また、自分事として捉え、自分を見つめ直す。

②法規や教育委員会からの通知等の徹底を図る。

- ・公務員としての「職務上の義務」や「身分上の義務」などについて常に心に留める。

(3) 情報保護に対する予防対策

①文書の厳正な管理

- ・学校は人が自由に入出りできる状況にあることを認識し、重要な書類等は机の上に置かず、鍵のかかる金庫やロッカー等に保管するよう習慣づける。

②事件事例から学ぶ

- ・学校から持ち出したことに伴う事故の例から、重要な書類は学校から持ち出さないことを徹底する。

(4) 体罰に対する予防対策

①服務の厳正

- ・体罰が明確に禁止されていることを服務として徹底する。

(学校教育法第11条)「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

②体罰の教育的効果

- ・体罰による教育的効果は期待されないばかりか、感情的にもしこりが残りマイナスである。体罰に陥りやすい教職員に対しては平素から個別的に指導助言をする。

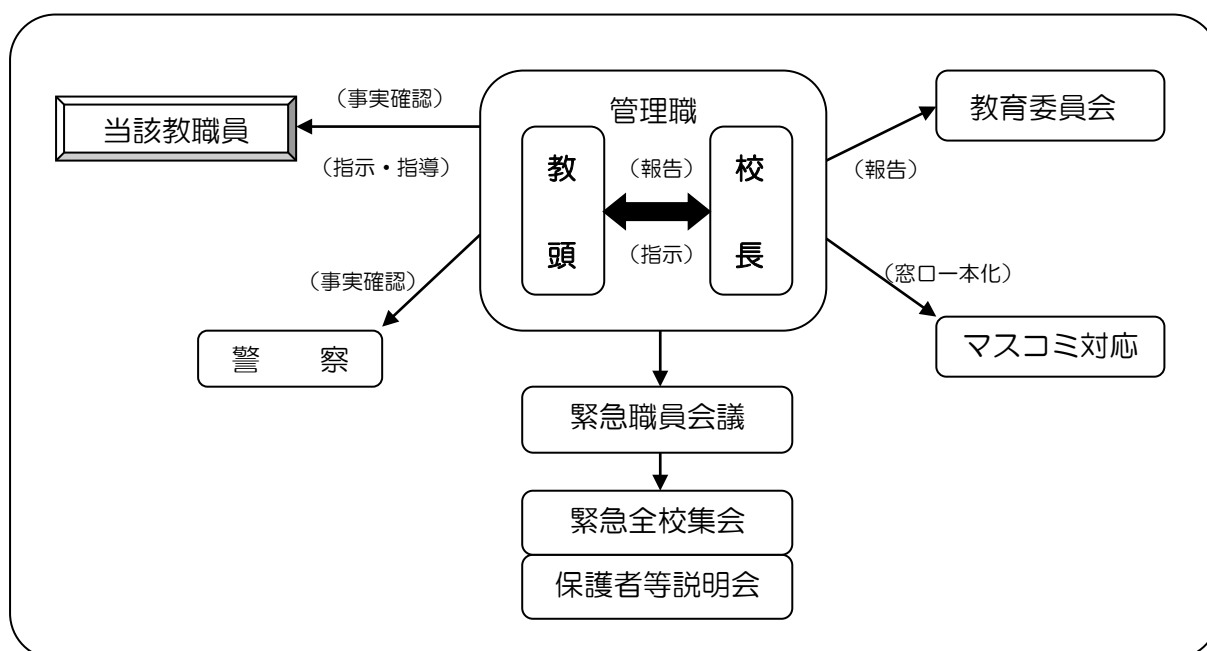
（４）不祥事発生時の対応

＜事例＞職員が交通事故を起こし、飲酒運転が発覚し逮捕される。

- ①警察の事実確認 → 教頭が対応
- ②県教委への報告 → まずは一報を入れる。
- ③マスコミ対策
 - ・当該教職員の学校での様子（担任、分掌、部顧問、勤務の状況等）の把握
 - ・マスコミ対応窓口の一本化を指示。
- ④マスコミ会見
 - ・校長、教頭、（事務長）が出席。司会者を選定
 - ・ポジションペーパー、状況メモ、会見の録音・録画
- ⑤緊急職員会議
 - ・今後の対応について協議
- ⑥緊急全校集会、保護者等説明会
 - ・幼児児童生徒、保護者等の動揺を抑える。
- ⑦職員会議
 - ・事実関係の報告、今後の対策について
- ⑧当該教職員・家庭の指導（管理職）
- ⑨報告書の作成（管理職）

◆事故発生後は、すべての面で「速やかに」、「確実に」、「前向きに」、「誠意をもって」対応することを原則とすべきである。

◆事故処理の不適切さが、教職員の過失を招いたり、各種トラブルの原因になりかねない。事故発生後、直ちに緊急体制を機能させ（緊急対策本部の設置）、その後の対応は校長を中心に万全を期することが大切である。



(5) いじめ

<事例>同級生の「言葉によるいじめ」を受けているとの訴え。

- ①保護者等より担任に電話で訴えがあった。
- ②報告 担任→(学部主事)→生徒指導部長→管理職
- ③事情聴取、事実確認 → 県教委へ報告
- ④指導及び対策の検討
 - ・学部、生徒指導部、管理職と相談
 - ・マスコミ対応についても協議
- ⑤保護者等への説明
 - ・学部主事、担任が事情説明(管理職同行)
- ⑥被害児童生徒へのケア
 - ・カウンセリング要請(養護教諭)
- ⑦加害生徒への指導
 - ・生徒指導部中心に指導
- ⑧事後の児童生徒・保護者等への報告や対応策の検討
 - ・他のいじめがないか必要に応じて調査(生徒指導部)
 - ・防止策については、アンケート等をもとに実態を正確に把握したうえで検討する。
- ⑨報告書の作成(管理職)

◇いじめと教職員の注意義務

- ①いじめは、特定の児童生徒に対して暴行等が繰り返し行われ、いじめの関係が長期にわたって継続することが多いことから、いじめによる被害についての予見可能性が認定される可能性が高く、更に、いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に大きな影響を及ぼし、重大な事態を引き起こす恐れがあることから、予見可能性が認められれば、結果を回避する義務も高くなる。
- ②特に、学級担任は、担任する児童生徒と接する機会が多く、その指導について大きな責任を有しているのであるから、日頃から児童生徒の生活実態をきめ細かく把握し、いじめを早期に発見するように努めなければならない。
- ③また、いじめがあった場合には、それによる児童生徒の身体等への被害の発生を阻止し、児童生徒の心身の安全を確保するために、加害生徒に対して適切な指導を行うなど、迅速かつ的確な対応を取らなければならない。
- ④教職員が、このような注意義務を怠り、漫然としていじめの発生に気づかなかったり、また、いじめに気づいても適切な指導を取らなかったために、児童生徒の生命・身体等に被害が生じた場合には、教職員に過失があるとして、学校側等に対する損害賠償が認められることとなる。

（６）校外行事（修学旅行・宿泊学習等）

＜事例＞修学旅行中、バスがトラックに追突され、児童生徒が負傷する。

- ① ２次被害防止、避難
- ② 児童生徒の安全確保、負傷者の応急措置 → 救急車要請、警察への連絡
- ③ 医療機関への移送 → 必ず教職員が付き添う。
 - ・ 学校（管理職）への連絡、現場の状況把握、記録→現場写真（記録用）
- ④ 保護者等への連絡
 - ・ すぐ一斉電話で保護者等全員に一報を入れる。
 - ・ 負傷児童生徒の保護者等には、別途必ず連絡を取る。
- ⑤ 学校は「緊急対策本部」を設置する。
 - ・ 県教委、関係諸機関への連絡・報告、旅行業者の対策本部との連携
 - ・ 職員・保護者等の派遣、旅行中止の指示
 - ・ マスコミ対応に備える。
- ⑥ 報告書の作成（管理職、係担当、生徒部）
- ⑦ 事故後の生徒・保護者等への連絡、対応策の検討
 - ・ 保護者等への説明、謝罪には必ず管理職が同行する。
 - ・ 旅行保険への対応（旅行業者、旅行係）
 - ・ 医療費の確認（養護教諭→スポーツ振興センター）

◇教職員の注意義務

- ① 修学旅行は、もともと、一次的な要素の強い教育活動であることから、児童生徒の危険に対する対応能力が十分に備わっていない面がある。更に、校外で実施されることから、どのような危険が伴うか予測しがたい面もあり、児童生徒がはしゃいだり興奮したりすることも加わるのでなおさらである。
- ② ただ、いたずらにリスクを強調しては、学校行事としての修学旅行自体成り立たないので、判例等を踏まえて、担当教職員等には、十分な事前調査と計画及び適切な指導や、事故が発生した場合の対応策等、事前に準備をしたうえで、修学旅行に臨むことが要請される。
- ③ 判例では、遠足、修学旅行についての事前注意・調査、引率方法、生徒に対する指示・注意、救助体制・救護措置のそれぞれについて安全義務違反がなかったかについて判断され、責任内容が問われている。

10 学校事故と教職員の注意義務

(1) 授業中における事故と教職員の注意義務

- ①授業中、特に理科、体育、技術、家庭科の授業には必然的に危険性が内在している。指導に当たる教職員は、事故の発生する可能性（危険）を予期し、回避すべき適切な防止措置を取らなければならない。
- ②具体的には、発達段階と能力に応じた指導計画、安全に配慮した適切な指導、危険がある場合には、それに対する適切な対応策、監視体制、事故が起きた場合の救助措置等の義務が課せられている。
- ③これらの措置を取らず、事故が発生した場合は、指導教職員の過失が認められることになる。

(2) 部活動中の事故と教職員の注意義務

- ①部活動は学校教育の一環として位置付けられており、これを実施する学校は、正課授業の場合と同様に、参加する生徒の生命・身体の安全を期するため万全の措置を取るべき義務を負っている。
- ②このことを反映して、部活動に関する判例も、正課授業の場合と同様に、活動計画の策定といった準備段階から、実施する際の指導方法や監視等の状況、事故が発生した場合の措置に至るまで種々の段階にわたって多様な義務を問題としている。
- ③指導に当たる教職員は、授業におけるそれと同様のこれを回避すべき適切な防止措置等を取らなければならない。これらの措置を取らず事故が発生した場合は、指導に当たる教職員のほか、様々な段階で当該事故に関与した者に過失が認められることとなる。

(3) 体育的行事と学校事故

- ①体育的行事も学校教育の一環として行われるものであり、特別活動の一つとして位置付けられている。また、修学旅行のような校外で行われる行事とは異なり、校内行事として、生徒が日頃慣れ親しんだ場所で行われるものである。
- ②しかし、日常的な教育活動と異なり一時的要素の強いものであり、校外学校行事と同様に、幼児児童生徒の危険に対する対応能力が十分に備わっているとは言い難い。
- ③そのため、どのような危険が伴うかは予測ができない面があり、担当教諭等には十分な計画策定、適切な指示・注意、事故が発生した場合の対応等、危険を防止し幼児児童生徒の安全を図るための措置を講じるべき高度の注意義務が課せられている。

(4) 休み時間及び放課後における学校事故

- ①教職員は、無限に幼児児童生徒に注意義務を負っているのではなく、教職員が幼児児童生徒に対し注意義務を負う範囲は、教育活動及びこれと密接な関係にある生活関係に限られている。
- ②休み時間については、原則として、生徒が自由に過ごす時間であり、教職員と生徒が一緒にいることは予定されておらず、正規授業とまったく同じレベルの予見可能性を教職員に求めることは酷である。
- ③判例の中には、昼休み時間の過ごし方は、生徒の自主性を尊重すべき者であるから、「何らかの事故が発生する危険性を、具体的に予見することが可能であるような特段の事情がある場合でない限り、担任教師としては、個々の生徒を監視し、指導すべき義務を負うものではない」と判断している例がある。（東京高裁判昭和61.11.25）
- ④放課後は、学校の教育活動が終了した後であって、課外やクラブ活動に参加する生徒もいるが、原則的には幼児児童生徒は下校して、個々の生活に戻る時間帯である。従って、必ずしも放課後に生ずる学校事故の全てが教育活動と密接不離な関係にあるとは限らない。

(5) 生徒同士の事故の責任は誰にあるか

- ①生徒同士の悪ふざけや喧嘩、不注意によって事故が起こることはよくある。このような場合、加害生徒自身に責任能力があれば、民法 709 条に基づく損害賠償責任を負うが、責任能力がない場合は責任を負わない。(民法 712 条)
- ②責任能力とは、「物事の是非を弁識する能力」、つまり自分の行為が違法であるか否かを判断する能力を意味する。責任能力の有無はケース・バイ・ケースで判断されるが、一般的には 12 歳程度であれば、責任能力があると判断されることが多い。
- ③加害生徒に責任能力がない場合、責任能力のない加害生徒を監督すべき法的義務がある者(監督義務者)又は監督義務者に代わってこれらの者を監督する代理監督者(学校の教師等)が責任を負うことになる。(民法 714 条)
- ④学校の教師の代理監督義務は、親権者の監督義務のように生活全般に渡らず、あくまで学内における児童生徒の全生活関係に渡るものではなく、学内における教育活動ないしこれに準ずる活動関係に関する児童生徒の行動部分に限定される。

(6) 生徒に不注意があった場合も学校が全責任を負うか

学校事故の場合、被害者である児童生徒にも不注意があるケースが少なくない。学校側に何の落ち度もなく、完全に児童生徒の不注意のみによって発生した事故については、学校側に損害賠償義務はないのが当然であるが、学校側にも児童生徒側にもそれぞれ落ち度があるという場合には、「損害の公平な分担」の見地から、過失相殺(民法 722 条 2 項)が認められる。

(7) 行政責任はどのように問われるか

学校事故が起きた場合、これに関与した教職員に対して、本人の道義的責任の追及を通じて、組織の規律維持を図る必要があると判断されれば、当該教職員は、地方公務員法第 29 条の規定により、行政上の責任を問われる可能性がある。

(8) 学校事故と刑事責任

- ①学校事故に関与した教師が、刑罰法規に規定された行為をした場合、刑事責任を追及される可能性がある。
- ②学校事故で主に問題とされる犯罪としては、故意による犯罪類型では、教師の体罰から生徒が負傷した場合などについて、暴行罪(刑法 208 条)や傷害(致死)罪(刑法 204・205 条)、業務上過失致死傷罪(刑法 211 条)、教師の生徒に対するわいせつ行為があった場合などについて、不同意わいせつ罪(刑法 176 条)などが問題となり、過失による犯罪類型では交通事故で、同乗させた生徒を死亡させた場合などに業務上過失致死傷罪(刑法 211 条)等が問題となる。